

令和 7 年度横浜市予算について

横浜市報第195号 別冊

目 次

令和7年度	横 浜 市 一 般 会 計 予 算	1
令和7年度	横 浜 市 国 民 健 康 保 険 事 業 費 会 計 予 算	25
令和7年度	横 浜 市 介 護 保 険 事 業 費 会 計 予 算	28
令和7年度	横 浜 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計 予 算	32
令和7年度	横 浜 市 港 湾 整 備 事 業 費 会 計 予 算	35
令和7年度	横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 費 会 計 予 算	39
令和7年度	横 浜 市 中 央 と 畜 場 費 会 計 予 算	43
令和7年度	横 浜 市 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 会 計 予 算	47
令和7年度	横 浜 市 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費 会 計 予 算	50
令和7年度	横 浜 市 公 害 被 害 者 救 済 事 業 費 会 計 予 算	53
令和7年度	横 浜 市 市 街 地 開 発 事 業 費 会 計 予 算	56
令和7年度	横 浜 市 自 動 車 駐 車 場 事 業 費 会 計 予 算	61
令和7年度	横 浜 市 新 墓 園 事 業 費 会 計 予 算	64
令和7年度	横 浜 市 風 力 発 電 事 業 費 会 計 予 算	69
令和7年度	横 浜 市 み どり 保 全 創 造 事 業 費 会 計 予 算	72
令和7年度	横 浜 市 公 共 事 業 用 地 費 会 計 予 算	77
令和7年度	横 浜 市 市 債 金 会 計 予 算	81
令和7年度	横 浜 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算	84
令和7年度	横 浜 市 埋 立 事 業 会 計 予 算	89
令和7年度	横 浜 市 水 道 事 業 会 計 予 算	91
令和7年度	横 浜 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算	95
令和7年度	横 浜 市 自 動 車 事 業 会 計 予 算	98
令和7年度	横 浜 市 高 速 鉄 道 事 業 会 計 予 算	102
令和7年度	横 浜 市 病 院 事 業 会 計 予 算	106

令和 7 年度横浜市一般会計予算

令和 7 年度横浜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,984,407,988千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(市 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 市債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		942,873,000 ^{千円}
	1 市民税	526,162,000
	2 固定資産税	304,326,000
	3 軽自動車税	3,764,000
	4 市たばこ税	22,374,000
	5 入湯税	76,000
	6 事業所税	19,734,000
	7 都市計画税	66,437,000
2 地方譲与税		8,998,000
	1 地方揮発油譲与税	2,649,000
	2 自動車重量譲与税	4,840,000
	3 森林環境譲与税	476,000
	4 特別とん譲与税	1,014,000
	5 石油ガス譲与税	19,000
3 利子割交付金		971,000
	1 利子割交付金	971,000
4 配当割交付金		6,535,000
	1 配当割交付金	6,535,000
5 株式等譲渡所得割交付金		6,270,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,270,000
6 分離課税所得割交付金		1,181,000

款	項	金 額
	1 分離課税所得割交付金	1,181,000 千円
7 法人事業税交付金		10,806,000
	1 法人事業税交付金	10,806,000
8 地方消費税交付金		99,429,000
	1 地方消費税交付金	99,429,000
9 ゴルフ場利用税交付金		150,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	150,000
10 環境性能割交付金		3,409,000
	1 環境性能割交付金	3,409,000
11 軽油引取税交付金		12,216,000
	1 軽油引取税交付金	12,216,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		500,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	500,000
13 地方特例交付金		4,465,000
	1 地方特例交付金	4,411,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	54,000
14 地方交付税		25,000,000
	1 地方交付税	25,000,000
15 交通安全対策特別交付金		724,000
	1 交通安全対策特別交付金	724,000
16 分担金及び負担金		30,381,884
	1 負担金	30,381,884
17 使用料及び手数料		49,526,056

款	項	金 額
	1 使用料	38,957,999 ^{千円}
	2 手数料	10,568,057
18 国庫支出金		426,476,103
	1 国庫負担金	346,284,051
	2 国庫補助金	78,896,719
	3 国庫委託金	1,295,333
19 県支出金		117,652,639
	1 県負担金	78,918,795
	2 県補助金	28,130,405
	3 県委託金	10,603,439
20 財産収入		12,585,781
	1 財産運用収入	7,115,142
	2 財産売却収入	5,470,639
21 寄附金		8,400,821
	1 寄附金	8,400,821
22 繰入金		36,766,335
	1 他会計繰入金	2,034,027
	2 基金繰入金	34,732,308
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		76,403,368
	1 延滞金、加算金及び過料	252,292
	2 市預金利子	19,100

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		3, 200, 512 千円
	1 議会費	3, 200, 512
2 総務費		126, 332, 475
	1 脱炭素推進費	5, 597, 749
	2 GREEN×EXPO推進事業費	10, 087, 135
	3 公園整備費	4, 755, 329
	4 周辺道路整備費	4, 241, 281
	5 交通輸送対策費	1, 304, 900
	6 政策経営費	8, 365, 546
	7 国際費	1, 932, 287
	8 総務費	57, 892, 930
	9 財政費	9, 474, 221
	10 税務費	15, 248, 799
	11 会計管理費	2, 711, 969
	12 人事委員会費	344, 305
	13 監査費	474, 519
	14 選挙費	3, 901, 505
3 市民費		49, 409, 349
	1 市民行政費	17, 208, 991
	2 地域行政費	32, 200, 358
4 にぎわいスポーツ文化費		18, 057, 676

款	項	金 額
	1 にぎわいスポーツ文化費	18,057,676 ^{千円}
5 経済費		53,704,712
	1 経済費	53,704,712
6 こども青少年費		412,406,274
	1 青少年費	25,136,734
	2 子育て支援費	245,243,013
	3 こども福祉保健費	142,026,527
7 健康福祉費		380,847,558
	1 社会福祉費	64,932,112
	2 障害者福祉費	146,061,325
	3 老人福祉費	16,615,762
	4 生活援護費	138,977,213
	5 健康福祉施設整備費	10,174,453
	6 健康推進費	4,086,693
8 医療費		26,297,707
	1 医療政策費	6,823,626
	2 公衆衛生費	19,474,081
9 みどり環境費		32,909,944
	1 みどり環境総務費	9,648,188
	2 公園緑地費	22,158,040
	3 農政費	505,790
	4 環境保全費	597,926
10 資源循環費		51,037,942

款	項	金 額
	1 資源循環管理費	22,680,464 ^{千円}
	2 適正処理費	27,938,673
	3 し尿処理費	418,805
11 建築費		31,380,009
	1 建築指導費	11,675,504
	2 住宅費	19,704,505
12 都市整備費		9,411,008
	1 都市整備費	9,411,008
13 道路費		56,474,916
	1 道路維持管理費	25,917,186
	2 道路整備費	30,557,730
14 河川費		5,473,586
	1 河川費	5,473,586
15 港湾費		14,736,337
	1 港湾管理費	8,417,456
	2 港湾整備費	6,318,881
16 消防費		46,466,262
	1 消防費	46,466,262
17 教育費		297,705,448
	1 教育総務費	196,257,458
	2 小学校費	13,811,283
	3 中学校費	6,320,759
	4 高等学校費	1,136,923

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
中区庁舎等LED化改修工事請負契約	令和8年度	限度額 95,000 千円
旭区総合庁舎LED化改修工事請負契約	令和8年度	限度額 97,000 千円
旧上瀬谷通信施設公園（仮称）小規模建築等整備工事請負契約	令和8年度	限度額 2,900,000 千円
瀬谷地内線街路整備工事請負契約	令和8年度から令和10年度まで	限度額 860,000 千円
瀬谷地内線街路整備事業に関する相模鉄道本線交差部工事施工協定	令和8年度から令和11年度まで	限度額 3,000,000 千円
ふるさと納税寄附管理等業務委託契約	令和8年度	限度額 1,400,000 千円
横浜市立大学附属市民総合医療センター救急棟電気設備改修工事請負契約	令和8年度	限度額 620,000 千円
経費適正化によるコスト削減支援業務委託契約	令和8年度	限度額 80,000 千円
税務地図情報・土地評価システム運用保守等業務委託契約	令和8年度から令和17年度まで	限度額 880,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書等作成業務委託契約	令和 8 年度	限度額 120,000 千円
電子請求システムに係るライセンス提供業務委託契約	令和 8 年度	限度額 7,000 千円
瀬谷区総合庁舎維持管理業務委託契約	令和 8 年度から 令和12年度まで	限度額 770,000 千円
保土ヶ谷区総合庁舎浸水対策等 工事請負契約	令和 8 年度	限度額 320,000 千円
大場みすずが丘地区センター等 E S C O事業委託契約	令和 8 年度から 令和17年度まで	限度額 44,000 千円
金沢区民文化センター（仮称） 整備工事請負契約	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	限度額 2,700,000 千円
区民文化センター等 L E D 化 E S C O事業委託契約	令和 8 年度から 令和21年度まで	限度額 440,000 千円
鶴見駅東口地区シークレイン大 規模修繕工事協定	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	限度額 180,000 千円
西スポーツセンター改修工事請 負契約	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	限度額 1,700,000 千円
横浜市中心中央職業訓練校訓練業務 委託契約	令和 8 年度	限度額 12,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
青少年交流センター第2期解体 工事請負契約	令和8年度	限度額 370,000 千円
笹下保育園擁壁改修工事請負契 約	令和8年度	限度額 120,000 千円
児童家庭相談システム構築及び 運用保守コンサルティング業務 委託契約	令和8年度	限度額 19,000 千円
児童家庭相談システム構築及び 運用保守業務委託契約	令和8年度から 令和13年度まで	限度額 120,000 千円
戸塚斎場空調機器改修業務委託 契約	令和8年度	限度額 210,000 千円
旧市民病院跡地整備工事請負契 約	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 1,400,000 千円
横浜市健康管理システム（予防 接種・成人保健分野）の標準化 対応業務委託契約	令和8年度	限度額 42,000 千円
公園施設修繕工事請負契約	令和8年度	限度額 160,000 千円
公園緑地整備工事請負契約	令和8年度	限度額 820,000 千円
粗大ゴミ収集運搬業務委託契約	令和8年度	限度額 230,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
鶴見資源化センター制御設備改修工事請負契約	令和８年度	限度額 50,000 千円
金沢工場ポンプ等更新工事請負契約	令和８年度	限度額 440,000 千円
金沢工場クレーン油圧バケット更新工事請負契約	令和８年度	限度額 250,000 千円
金沢工場受変電設備補修工事請負契約	令和８年度	限度額 96,000 千円
鶴見工場フィードラム更新工事請負契約	令和８年度から 令和10年度まで	限度額 450,000 千円
焼却工場設備補修等工事請負契約	令和８年度	限度額 250,000 千円
狭あい道路拡幅整備工事請負契約	令和８年度	限度額 200,000 千円
公共建築物長寿命化対策のための修繕業務委託契約等	令和８年度	限度額 1,100,000 千円
ひかりが丘住宅住戸改善工事請負契約	令和８年度	限度額 3,800,000 千円
六浦住宅建替工事請負契約	令和８年度から 令和９年度まで	限度額 2,300,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
洋光台住宅建替工事請負契約	令和８年度	限度額 2,100,000 千円
野庭住宅（Ｉ街区）建替事業事業契約	令和８年度から 令和13年度まで	限度額 4,500,000 千円
野庭住宅（Ｊ街区）建替事業事業契約	令和８年度から 令和23年度まで	限度額 15,000,000 千円
道水路等境界調査業務委託契約	令和８年度	限度額 62,000 千円
道路用地管理工事請負契約	令和８年度	限度額 14,000 千円
道路修繕工事請負契約等	令和８年度	限度額 2,900,000 千円
交通安全施設等整備及び補修工事請負契約	令和８年度	限度額 590,000 千円
子どもの通学路交通安全対策工事請負契約等	令和８年度	限度額 150,000 千円
橋梁補修工事請負契約	令和８年度	限度額 60,000 千円
都市計画道路用地管理工事請負契約	令和８年度	限度額 89,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
都市計画道路横浜逗子線（釜利谷六浦地区）トンネル工事請負契約	令和８年度から 令和11年度まで	限度額 5,600,000 千円
河川・水路等修繕工事請負契約	令和８年度	限度額 72,000 千円
河川・水路等調査検討業務委託契約	令和８年度	限度額 41,000 千円
阿久和川法面对策工事請負契約	令和８年度	限度額 50,000 千円
梅田川法面对策調査検討業務委託契約	令和８年度	限度額 14,000 千円
河川整備工事請負契約	令和８年度	限度額 370,000 千円
河川事業用地整備工事請負契約	令和８年度	限度額 9,000 千円
河川整備設計業務委託契約	令和８年度	限度額 10,000 千円
臨港道路管理修繕業務委託契約等	令和８年度	限度額 35,000 千円
港湾施設修繕工事請負契約	令和８年度	限度額 33,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
救急統計管理システム改修業務委託契約	令和８年度	限度額 30,000 千円
消防訓練センター訓練施設更新整備工事請負契約	令和８年度から 令和９年度まで	限度額 4,400,000 千円
G I G Aスクール構想第２期端末整備に伴う中学校教育用コンピュータ賃貸借契約	令和８年度から 令和13年度まで	限度額 5,900,000 千円
横浜市歴史博物館等ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業委託契約	令和８年度から 令和17年度まで	限度額 150,000 千円
のげやま子ども図書館整備工事請負契約	令和８年度	限度額 830,000 千円
市立図書館所蔵図書等ＩＣタグ貼付業務委託契約	令和８年度から 令和10年度まで	限度額 360,000 千円
篠原西小学校崖対策工事請負契約	令和８年度	限度額 180,000 千円
学校施設補修工事請負契約	令和８年度	限度額 30,000 千円
箕輪小学校増築工事請負契約	令和８年度	限度額 1,800,000 千円
榎が丘小学校体育館建替工事請負契約	令和８年度	限度額 1,100,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
二俣川小学校解体工事請負契約	令和８年度	限度額 980,000 千円
戸塚小学校建替工事請負契約	令和８年度から 令和９年度まで	限度額 8,100,000 千円
桜岡小学校建替工事請負契約	令和８年度から 令和９年度まで	限度額 4,300,000 千円
本郷中学校建替工事請負契約	令和８年度から 令和９年度まで	限度額 5,000,000 千円
豊岡町複合施設（仮称）再編整備事業事業契約	令和８年度から 令和28年度まで	限度額 19,000,000 千円
学校施設改修業務委託契約	令和８年度	限度額 1,000,000 千円
給食室改修工事請負契約	令和８年度	限度額 680,000 千円
新鶴見小学校ほか38校学校照明設備改修ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業委託契約	令和８年度から 令和22年度まで	限度額 1,900,000 千円

変 更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和6年 4月から 令和12年 3月まで	借入限度額 2,620,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和12年3月までの間に償還	令和7年 4月から 令和13年 3月まで	借入限度額 2,580,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和13年3月までの間に償還
株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和6年 4月から 令和9年 3月まで	借入限度額 1,404,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還	令和7年 4月から 令和9年 3月まで	借入限度額 936,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還
横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	令和6年 4月から 令和27年 3月まで	借入限度額 40,726,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和27年3月までの間に償還	令和7年 4月から 令和28年 3月まで	借入限度額 42,707,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和28年3月までの間に償還
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会のためにする損失補償	令和6年 4月から 令和24年 3月まで	借入限度額 5,470,000千円 借入先 市中の金融機関 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和24年3月までの間に償還	令和7年 4月から 令和24年 3月まで	借入限度額 4,920,000千円 借入先 市中の金融機関 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和24年3月までの間に償還

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
脱炭素推進費	千円 119,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
公園整備費	2,650,000			
周辺道路整備費	1,861,000			
交通輸送対策費	829,000			
横浜市立大学貸付金	1,500,000			
横浜市立大学関係施設整備費	10,000			
危機管理施設整備費	63,000			
地域施設整備費	1,495,000			
文化施設整備費	2,416,000			
スポーツ施設整備費	758,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
青少年育成施設整備費	千円 64,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
保育・教育施設運営費	99,000			
放課後児童育成施設整備費	50,000			
保育所等整備費	413,000			
児童福祉施設整備費	1,392,000			
健康福祉施設整備費	7,562,000			
公園緑地整備費	5,653,000			
農政推進費	24,000			
事務所費	106,000			
車両管理費	52,000			
適正処理総務費	138,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工場費	千円 4,144,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
処分地費	45,000			
し尿処理施設費	7,000			
住環境改善事業費	374,000			
公共建築物長寿命化対策費	2,976,000			
市営住宅管理費	361,000			
市営住宅整備費	5,640,000			
都市交通費	49,000			
地域整備費	1,389,000			
道路等管理費	15,000			
道路等維持費	2,141,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
道路特別整備費	千円 5,618,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
街路整備費	4,965,000			
道路費負担金	3,187,000			
河川管理費	145,000			
河川整備費	814,000			
港湾施設等維持費	217,000			
港湾施設等改良費	381,000			
港湾整備費負担金	3,264,000			
警防活動施設整備費	210,000			
消防研修施設整備費	393,000			
消防団施設整備費	757,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消防施設整備費	千円 1,616,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
生涯学習推進費	109,000			
文化財保護費	5,000			
図書館費	72,000			
教育関連施設整備費	39,000			
学校給食費	545,000			
学校用地費	530,000			
小・中学校整備費	14,266,000			
特別支援教育施設整備費	117,000			
学校施設営繕費	15,342,000			
水道事業会計繰出金	2,450,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
高速鉄道事業会計繰出金	千円 3,251,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。借入の公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	102,688,000			

令和 7 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の国民健康保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 307,420,211 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		68,572,105 千円
	1 国民健康保険料	68,572,105
2 一部負担金		8
	1 一部負担金	8
3 国庫支出金		2,179
	1 国庫支出金	2,179
4 県支出金		207,327,460
	1 保険給付費等交付金	207,327,460
5 財産収入		4,508
	1 財産運用収入	4,508
6 繰入金		29,918,373
	1 他会計繰入金	29,918,373
7 繰越金		1,125,500
	1 繰越金	1,125,500
8 諸収入		470,078
	1 収納資金貸付金元利収入	900
	2 雑入	469,178
歳 入 合 計		307,420,211

歲 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 307,420,211
	1 総務費	9,536,012
	2 保険給付費	297,869,691
	3 基金積立金	4,508
	4 予備費	10,000
歳 出 合 計		307,420,211

令和 7 年度横浜市介護保険事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の介護保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 342,220,874 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		70,987,656 ^{千円}
	1 介護保険料	70,987,656
2 使用料及び手数料		103,946
	1 手数料	103,946
3 国庫支出金		73,199,580
	1 国庫負担金	56,422,728
	2 国庫補助金	16,776,852
4 支払基金交付金		87,377,447
	1 支払基金交付金	87,377,447
5 県支出金		48,277,112
	1 県負担金	45,694,660
	2 県補助金	2,582,452
6 財産収入		15,294
	1 財産運用収入	15,294
7 繰入金		60,364,121
	1 他会計繰入金	52,678,894
	2 基金繰入金	7,685,227
8 繰越金		1,869,030
	1 繰越金	1,869,030
9 諸収入		26,688
	1 収納資金貸付金元利収入	360

歲 出

款	項	金 額
1 介護保険事業費		342, 220, 874
	1 総務費	8, 841, 688
	2 保険給付費	314, 295, 669
	3 地域支援事業費	17, 358, 755
	4 保健福祉事業費	1, 529, 183
	5 基金積立金	185, 579
	6 予備費	10, 000
歳 出	合 計	342, 220, 874

令和 7 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,467,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

歳入

33

歲 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		105,467,250
	1 総務費	2,089,407
	2 負担金	103,367,843
	3 予備費	10,000
歳 出 合 計		105,467,250

令和 7 年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,862,592 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1, 130, 757
	1 使用料	1, 130, 757
2 財産収入		26, 290
	1 財産運用収入	26, 290
3 繰入金		934, 880
	1 他会計繰入金	934, 880
4 繰越金		2, 959, 207
	1 繰越金	2, 959, 207
5 諸収入		14, 064, 958
	1 貸付金元利収入	2, 332, 059
	2 雑入	11, 732, 899
6 市債		16, 746, 500
	1 市債	16, 746, 500
歳 入 合 計		35, 862, 592

歲 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		千円 35,862,592
	1 管理費	1,814,095
	2 施設整備費	59,200
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	5,745,000
	4 新本牧ふ頭整備費	8,728,020
	5 建設発生土受入事業費	9,483,660
	6 港湾施設等整備費貸付金	6,610,500
	7 公債費	3,417,117
	8 予備費	5,000
歳 出	合 計	35,862,592

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
山下ふ頭用地造成等 事業費	千円 5,837,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
新本牧ふ頭整備費負担金	4,299,000			
港湾施設等整備費貸付金	6,610,500			
計	16,746,500			

令和 7 年度横浜市中心卸売市場費会計予算

令和 7 年度横浜市中心卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,322,542 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,525,784
	1 使用料	1,525,783
	2 手数料	1
2 県支出金		359,908
	1 県補助金	359,908
3 財産収入		579,534
	1 財産運用収入	579,533
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		180,965
	1 他会計繰入金	180,965
5 繰越金		256,033
	1 繰越金	256,033
6 諸収入		527,318
	1 雑入	527,318
7 市債		2,893,000
	1 市債	2,893,000
歳 入 合 計		6,322,542

歲 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		千円 6,322,542
	1 運営費	2,417,499
	2 施設整備費	3,268,862
	3 公債費	635,181
	4 予備費	1,000
歳 出	合 計	6,322,542

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
本場施設整備費	千円 2,893,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	2,893,000			

令和 7 年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和 7 年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,072,428 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 265,013
	1 使用料	265,013
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		2,450,175
	1 他会計繰入金	2,450,175
4 繰越金		109,769
	1 繰越金	109,769
5 諸収入		402,989
	1 貸付金元利収入	290,000
	2 雑入	112,989
6 市債		1,844,000
	1 市債	1,844,000
歳 入	合 計	5,072,428

歲 出

款	項	金 額
1 中央と畜場費		5,072,428
	1 運営費	2,679,560
	2 施設整備費	1,859,000
	3 公債費	532,868
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		5,072,428

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央と畜場施設整備費	千円 1,844,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,844,000			

令和 7 年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和 7 年度横浜市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 320,099 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

入 歳

款	項	金 額
1 貸付金収入		182, 272
	1 貸付金元利収入	182, 272
2 繰入金		35, 493
	1 他会計繰入金	35, 493
3 繰越金		102, 235
	1 繰越金	102, 235
4 諸収入		99
	1 雑入	99
歳 入	合 計	320, 099

歲 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		320,099
	1 貸付金	182,085
	2 事務費	35,779
	3 公債費	68,208
	4 一般会計繰出金	34,027
歳 出 合 計		320,099

令和 7 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 547,821 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

入 歳

款	項	金 額
1 共済掛金収入		千円 456,000
	1 共済掛金収入	456,000
2 財産収入		20
	1 財産運用収入	20
3 繰入金		20,381
	1 他会計繰入金	20,381
4 繰越金		69,795
	1 繰越金	69,795
5 諸収入		1,625
	1 雑入	1,625
歳 入 合 計		547,821

歲 出

款	項	金 額
1 勤労者福祉共済事業費		547,821
	1 運営費	546,821
	2 予備費	1,000
歳 出 合 計		547,821

令和 7 年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の公害被害者救済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,161 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

入 歳

款	項	金 額
1 寄附金		千円 4,450
	1 寄附金	4,450
2 繰入金		19,229
	1 他会計繰入金	6,590
	2 基金繰入金	12,639
3 繰越金		10,482
	1 繰越金	10,482
歳 入 合 計		34,161

歲 出

款	項	金 額
1 公害被害者救済事業費		34,161
	1 運営費	33,161
	2 予備費	1,000
歳 出 合 計		34,161

令和 7 年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,950,261 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(市 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		718,357 千円
	1 負担金	718,357
2 国庫支出金		5,367,692
	1 国庫補助金	5,367,692
3 県支出金		213,307
	1 県補助金	213,307
4 財産収入		134,400
	1 財産運用収入	42,400
	2 財産売払収入	92,000
5 繰入金		4,301,309
	1 他会計繰入金	3,928,309
	2 基金繰入金	373,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		16,195
	1 雑入	16,195
8 市債		31,199,000
	1 市債	31,199,000
歳 入 合 計		41,950,261

歲 出

款	項	金 額
1 市街地開発事業費		41,950,261
	1 総務費	959,372
	2 事業費	38,227,520
	3 公債費	2,482,676
	4 旧上瀬谷通信施設地区事業費充当 企業債公債費	279,693
	5 予備費	1,000
歳 出	合 計	41,950,261

第2表 債務負擔行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業基盤整備工事請負契約	令和8年度	限度額 83,000 千円
東高島駅北地区埋立工事に関する協定等	令和8年度から 令和9年度まで	限度額 300,000 千円

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
二ツ橋北部第1期地区事業費	千円 855,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺事業費	308,000			
旧上瀬谷通信施設地区事業費	26,523,000			
東高島駅北地区事業費	1,160,000			
関内駅前地区事業費	2,353,000			
計	31,199,000			

令和 7 年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の自動車駐車場事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 221,980 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

入 歳

款	項	金 額
1 寄附金		18,490
	1 寄附金	18,490
2 繰入金		51,876
	1 他会計繰入金	51,876
3 繰越金		39,814
	1 繰越金	39,814
4 諸収入		111,800
	1 雑入	111,800
歳 入	合 計	221,980

歲 出

款	項	金 額
1 自動車駐車場事業費		221,980
	1 運営費	165,104
	2 公債費	51,876
	3 予備費	5,000
歳 出	合 計	221,980

令和 7 年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,550,170 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(市 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

入 歳

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1, 602, 312
	1 使用料	1, 602, 147
	2 手数料	165
2 財産収入		200
	1 財産運用収入	200
3 繰入金		45, 408
	1 基金繰入金	45, 408
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑入	150
6 市債		902, 000
	1 市債	902, 000
歳 入 合 計		2, 550, 170

歲 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		88,300
	1 事業費	88,300
2 日野こもれび納骨堂事業費		1,536,870
	1 事業費	1,536,870
3 舞岡地区新墓園事業費		905,000
	1 施設整備費	879,736
	2 公債費	25,264
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		2,550,170

第2表 債務負擔行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
舞岡しぜん墓園施設整備等工事 請負契約	令和 8 年度	限度額 1,800,000 千円

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
舞岡地区新墓園整備費	千円 902,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	902,000			

令和 7 年度横浜市風力発電事業費会計予算

令和 7 年度横浜市の風力発電事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 97,146 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

入 歳

款	項	金 額
1 寄附金		千円 50
	1 寄附金	50
2 繰越金		46, 423
	1 繰越金	46, 423
3 諸収入		50, 673
	1 収益事業収入	50, 660
	2 雑入	13
歳 入 合 計		97, 146

歲 出

款	項	金 額
1 風力発電事業費		97,146
	1 運営費	57,146
	2 予備費	40,000
歳 出 合 計		97,146

令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和7年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,679,434千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,622
	1 使用料	2,622
2 国庫支出金		1,533,200
	1 国庫補助金	1,533,200
3 県支出金		155
	1 県委託金	155
4 財産収入		2,000
	1 財産運用収入	2,000
5 繰入金		6,733,218
	1 他会計繰入金	3,567,690
	2 基金繰入金	3,165,528
6 諸収入		5,239
	1 雑入	5,239
7 市債		4,403,000
	1 市債	4,403,000
歳 入	合 計	12,679,434

歲 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		12,679,434
	1 みどり保全創造事業費	6,886,080
	2 みどり保全事業費	3,468,484
	3 基金積立金	2,000
	4 公債費	2,321,870
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,679,434

追 加

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約	令和 8 年度	限度額 11, 000 千円
新吉田東四丁目農園付公園（仮称）施設整備工事請負契約	令和 8 年度	限度額 260, 000 千円
長津田町深田農園付公園（仮称）基盤整備工事請負契約	令和 8 年度	限度額 330, 000 千円

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
樹林地保全創造費	千円 2,592,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	300,000			
樹林地保全費	1,508,000			
緑化推進費	3,000			
計	4,403,000			

令和 7 年度横浜市公共事業用地費会計予算

令和 7 年度横浜市の公共事業用地費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,452,590千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 資産活用推進基金収入		千円 579,057
	1 資産活用推進基金運用収入	161,001
	2 財産収入	391,765
	3 基金繰入金	26,290
	4 繰越金	1
2 都市開発資金事業収入		1,573,092
	1 財産収入	16,107
	2 他会計繰入金	556,985
	3 市債	1,000,000
3 公共用地先行取得事業収入		300,441
	1 財産収入	300,440
	2 繰越金	1
歳 入	合 計	2,452,590

歲 出

款	項	金 額
1 資産活用推進基金費		579,057
	1 資産活用推進基金積立金	476,677
	2 資産活用推進基金保有土地取得費	102,380
2 都市開発資金事業費		1,573,092
	1 都市開発資金事業費	1,000,000
	2 公債費	573,092
3 公共用地先行取得事業費		300,441
	1 減債基金積立金	300,441
歳 出	合 計	2,452,590

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
都市開発資金事業費	千円 1,000,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
計	1,000,000			

令和 7 年度横浜市市債金会計予算

令和 7 年度横浜市の市債金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 501,677,949 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

入 歳

款	項	金 額
1 繰入金		千円 435, 804, 949
	1 他会計繰入金	341, 803, 365
	2 基金繰入金	94, 001, 584
2 市債		65, 873, 000
	1 市債	65, 873, 000
歳 入 合 計		501, 677, 949

歲 出

款	項	金 額
1 公債費		501,677,949
	1 公債費	498,121,816
	2 第三セクター等改革推進債公債費	3,556,133
歳 出 合 計		501,677,949

令和7年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----------------------------|----------------------------|
| (1) 水再生センター | 11 箇所 | |
| | 年間総処理量 | 581,030,000 m ³ |
| | 1日平均処理量 | 1,592,000 m ³ |
| (2) ポンプ場 | 71 箇所 | |
| | 年間総揚水量 | 256,750,000 m ³ |
| | 1日平均揚水量 | 703,000 m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 66,372,093 千円 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	128,836,518 千円
第1項	営業収益	94,674,418 千円
第2項	営業外収益	33,843,050 千円
第3項	特別利益	319,050 千円

支 出

第1款	下水道管理費	125,401,727 千円
第1項	営業費用	121,433,023 千円
第2項	営業外費用	3,673,242 千円

第3項	特	別	損	失	285,462 千円
第4項	予		備	費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 66,592,495 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 58,701,146 千円、建設改良積立金取崩額 5,891,349 千円、当年度未処分利益剰余金処分数額 2,000,000 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入 85,832,357 千円

第1項	企	業	債	73,976,000 千円
第2項	補	助	金	11,741,436 千円
第3項	負	担	金	7,277 千円
第4項	出	資	金	103,156 千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入			4,488 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出 152,424,852 千円

第1項	建	設	改	良	費	68,631,381 千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	81,780,770 千円	
第3項	投				資	2,701 千円		
第4項	一	般	会	計	繰	出	金	2,000,000 千円
第5項	予				備	費	10,000 千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 及び維持管理等委託	令和 8 年 度	1,650,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和 8 年 度	900,000 千円
水再生センター 維持管理業務委託	令和 8 年 度	30,000 千円
南部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化設備 の整備及び維持管理	令和8年度から 令和17年度まで	2,500,000 千円
金沢水再生センター 前処理施設包括的管理委託	令和8年度から 令和9年度まで	84,000 千円
水再生センター修繕工事	令和 8 年 度	2,400,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和8年度から 令和13年度まで	75,800,000 千円
東高島ポンプ場築造工事	令和8年度から 令和14年度まで	40,000,000 千円
(企業債)		
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の とおりと定める。		
(1) 起債の目的	下水道整備事業費に充てるため。	
(2) 限 度 額	45,492,000 千円	
(3) 起債の方法	ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。 イ 起債の時期は令和7事業年度。ただし、その 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起 債することができる。	
(4) 利 率	年 7.0%以内	

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8,237,198 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,357,435 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 建設改良積立金のうち 2,000,000 千円を当年度未処分利益剰余金に振り替え、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 一般会計繰出金 2,000,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

令和 7 年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	完 成 土 地 収 益	2, 380, 475 千円
第 1 項	営 業 収 益	2, 332, 192 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	48, 283 千円

支 出

第 1 款	完 成 土 地 費 用	2, 326, 444 千円
第 1 項	営 業 費 用	2, 042, 324 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	264, 120 千円
第 3 項	予 備 費	20, 000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 14, 885, 150 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 5,840,700 千円

第1項 南 本 牧 埋 立 事 業 収 入 5,840,700 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 20,725,850 千円

第1項 埋 立 事 業 費 1,105,850 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 19,600,000 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 180,673 千円

令和 7 年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,985,000 戸 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 403,835,000 m ³ |
| (3) 1 日平均給水量 | 1,106,000 m ³ |

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水 道 事 業 収 益	93,223,018 千円
第 1 項 営 業 収 益	86,372,524 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	6,850,494 千円

支 出

第 1 款 水 道 事 業 費 用	85,862,820 千円
第 1 項 営 業 費 用	82,869,086 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	2,908,734 千円
第 3 項 特 別 損 失	35,000 千円
第 4 項 予 備 費	50,000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 32,387,535 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 24,174,871 千円、建設改良積立金取崩額 4,068,648 千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 4,144,016 千円で補填する

ものとする。) 。

収 入

第1款 水道事業資本的収入 33,714,761 千円

第1項	企 業 債	27,579,000 千円
第2項	出 資 金	2,450,000 千円
第3項	補 助 金	2,512,038 千円
第4項	分 担 金 及 び 負 担 金	1,146,033 千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	27,690 千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出 66,102,296 千円

第1項	建 設 改 良 費	50,748,191 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	15,313,025 千円
第3項	投 資	10,080 千円
第4項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,000 千円
第5項	予 備 費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 整 備 工 事	令和8年度から 令和11年度まで	49,042,000 千円
水 道 施 設 維 持 管 理	令 和 8 年 度	14,100,000 千円
照 明 設 備 L E D 化 事 業	令和8年度から 令和21年度まで	727,000 千円
B P R 支 援 業 務 委 託	令和8年度から 令和9年度まで	200,000 千円

給 水 タ ン ク 車 製 造 令 和 8 年 度 50,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限 度 額 23,569,000 千円
- | | |
|------------------------|---------------|
| 配水管整備事業費
充 当 企 業 債 | 19,792,000 千円 |
| 基幹施設整備事業費
充 当 企 業 債 | 3,777,000 千円 |
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和7事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償 還 の 方 法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次

のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 14,368,950 千円

- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、82,440 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,090,000 千円と定める。

令和7年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 供給事業所数 | 66 か所 |
| (2) 年間契約給水量 | 92,284,100 m ³ |
| (3) 1日当たり契約給水量 | 252,900 m ³ |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,995,345 千円
第1項 営 業 収 益	2,779,184 千円
第2項 営 業 外 収 益	216,161 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,748,492 千円
第1項 営 業 費 用	2,617,091 千円
第2項 営 業 外 費 用	114,401 千円
第3項 特 別 損 失	10,000 千円
第4項 予 備 費	7,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,110,710 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 926,980 千円、減債積立金取崩額 183,730 千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 工業用水道事業資本的収入 817,400 千円

第 1 項 企 業 債 781,000 千円

第 2 項 国 庫 補 助 金 36,400 千円

支 出

第 1 款 工業用水道事業資本的支出 1,928,110 千円

第 1 項 建 設 改 良 費 1,693,731 千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 229,379 千円

第 3 項 国 庫 補 助 金 返 還 金 1,000 千円

第 4 項 予 備 費 4,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設整備工事	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	581,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起 債 の 目 的 工業用水道施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限 度 額 781,000 千円
- (3) 起 債 の 方 法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和 7 事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について

て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 298,709 千円

(2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,952 千円である。

令和7年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均 輸送人員
(1) 一般乗合	775両	24,445,000 km	113,358,000 人	310,600 人
(2) 貸切	25両	596,000 km	1,818,000 人	5,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車事業収益	21,031,030 千円
第1項 営業収益	19,891,324 千円
第2項 営業外収益	1,139,706 千円

支 出

第1款 自動車事業費	24,343,249 千円
第1項 営業費用	23,646,953 千円
第2項 営業外費用	676,296 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 642,043 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 自動車事業資本的収入 2,635,613 千円

第 1 項 企 業 債 2,626,000 千円

第 2 項 県 補 助 金 9,613 千円

支 出

第 1 款 自動車事業資本的支出 3,277,656 千円

第 1 項 建 設 改 良 費 2,928,456 千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 349,200 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設 備 改 良 工 事	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,200,000 千円
設 備 管 理 委 託	令 和 8 年 度	30,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 バス車両の購入費等に充てるため。
- (2) 限 度 額 2,626,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和 7 事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利 率 年 7.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 15,099,626 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、677,702 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、210,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	バ ス 車 両	12両

令和7年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 310 両 (54編成)
- (2) 年 間 走 行 キ ロ 37,069,000 km
- (3) 年 間 輸 送 人 員 227,256,900 人
- (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 622,600 人
- (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高 速 鉄 道 事 業 収 益 51,456,318 千円

第1項 営 業 収 益 44,049,744 千円

第2項 営 業 外 収 益 7,406,574 千円

支 出

第1款 高 速 鉄 道 事 業 費 50,138,840 千円

第1項 営 業 費 用 45,301,452 千円

第2項 営 業 外 費 用 4,807,388 千円

第3項 予 備 費 30,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 20,956,443 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 高速鉄道事業資本的收入 25,877,964 千円

第 1 項	企 業 債	21,176,000 千円
第 2 項	一 般 会 計 出 資 金	3,086,000 千円
第 3 項	国 庫 補 助 金	149,000 千円
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,441,584 千円
第 5 項	そ の 他 収 入	25,380 千円

支 出

第 1 款 高速鉄道事業資本的支出 46,834,407 千円

第 1 項	建 設 改 良 費	15,942,890 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	30,891,517 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高 速 鉄 道 3 号 線 延 伸 事 業	令 和 8 年 度	175,000 千円
営 業 区 間 施 設 改 良 工 事	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	47,000,000 千円
営 業 区 間 施 設 管 理 委 託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,100,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起 債 の 目 的 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。
- (2) 限 度 額 15,382,000 千円
建設改良費充当企業債 12,296,000 千円

- | | | |
|--|---------------|--------------|
| | 資 本 費 平 準 化 債 | 2,215,000 千円 |
| | 特 例 債 | 871,000 千円 |
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 イ 起債の時期は令和 7 事業年度。ただし、その
 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起
 債することができる。
- (4) 利 率 年 7.0%以内
 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金につい
 て、利率の見直しを行った後においては、当該見
 直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年
 以内に償還する。ただし、本期間中、未償還
 額の範囲内において借り換えることができる。
 イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件
 による。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、40,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,606,491 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
3,434,674 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、150,000 千円と定める。

令和 7 年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病	床	数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数			217,175 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数			326,700 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数			595 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数			1,350 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病	床	数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数			100,010 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数			41,866 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数			274 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数			173 人
(6) 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介護保健施設サービス等利用定員			80 人
(7) 年 間 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介護保健施設サービス等利用者数			27,375 人
(8) 年 間 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 等 利 用 者 数			8,624 人
(9) 1 日 平 均 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介護保健施設サービス等利用者数			75 人
(10) 1 日 平 均 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 等 利 用 者 数			28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病	床	数	624 床
(2) 年	間	入 院 患 者 数	189,961 人
(3) 年	間	外 来 患 者 数	288,998 人
(4) 1 日	平 均	入 院 患 者 数	520 人
(5) 1 日	平 均	外 来 患 者 数	1,194 人

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、市民病院事業費用のうち、旧病院解体工事費 504,000 千円の財源の一部に充てるため、企業債 504,000 千円を借り入れる。

収 入

第1款	市 民 病 院 事 業 収 益	34,989,886 千円
第1項	医 業 収 益	32,122,047 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,853,433 千円
第3項	特 別 利 益	14,406 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター 事業 収 益	9,743,018 千円
第1項	医 業 収 益	7,202,883 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,498,281 千円
第3項	研 究 助 成 収 益	20,000 千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 収 益	21,854 千円
第3款	みなと赤十字病院事業収益	1,872,577 千円
第1項	医 業 収 益	61,282 千円
第2項	医 業 外 収 益	1,811,295 千円
	合 計	46,605,481 千円

支 出

第1款 市民病院事業費用 36,463,857 千円

第1項 医 業 費 用 34,565,028 千円

第2項 医 業 外 費 用 393,512 千円

第3項 特 別 損 失 505,317 千円

第4項 予 備 費 1,000,000 千円

**第2款 脳卒中・神経脊椎センター
事業費用 10,041,631 千円**

第1項 医 業 費 用 9,548,585 千円

第2項 医 業 外 費 用 133,176 千円

第3項 医 学 研 究 費 用 20,000 千円

第4項 介護老人保健施設費用 39,870 千円

第5項 予 備 費 300,000 千円

第3款 みなと赤十字病院事業費用 1,442,936 千円

第1項 医 業 費 用 959,739 千円

第2項 医 業 外 費 用 383,197 千円

第3項 予 備 費 100,000 千円

合 計 47,948,424 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,864,085 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 市民病院事業資本的収入 1,828,366 千円

第1項 企 業 債 591,000 千円

第2項 一 般 会 計 負 担 金 1,234,566 千円

第3項	そ	の	他	2,800 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業	資本的収入		1,737,263 千円
第1項	企	業	債	727,000 千円
第2項	一	般	会 計 負 担 金	1,010,163 千円
第3項	そ	の	他	100 千円
第3款	みなと赤十字病院事業	資本的収入		2,253,015 千円
第1項	企	業	債	588,000 千円
第2項	一	般	会 計 負 担 金	1,439,893 千円
第3項	一	般	会 計 補 助 金	225,122 千円
	合	計		5,818,644 千円
		支	出	
第1款	市民病院事業	資本的支出		3,457,076 千円
第1項	建	設	改 良 費	591,404 千円
第2項	企	業	債 償 還 金	2,760,632 千円
第3項	投		資	5,040 千円
第4項	予	備	費	100,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業	資本的支出		2,467,316 千円
第1項	建	設	改 良 費	728,599 千円
第2項	企	業	債 償 還 金	1,638,717 千円
第3項	予	備	費	100,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業	資本的支出		2,758,337 千円
第1項	建	設	改 良 費	588,337 千円
第2項	企	業	債 償 還 金	2,170,000 千円
	合	計		8,682,729 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 民 病 院 リネン総合管理業務経費	令和8年度から 令和11年度まで	620,000 千円
市 民 病 院 医療機器保守業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	250,000 千円
市 民 病 院 医学研修経費	令 和 8 年 度	20,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 施設管理委託	令和8年度から 令和11年度まで	882,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医学研修経費	令 和 8 年 度	10,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター D X 推進関連業務経費	令和8年度から 令和9年度まで	132,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。

(2) 限 度 額 2,410,000 千円

市 民 病 院
建設改良費等充当企業債 1,095,000 千円

脳卒中・神経脊椎センター
建設改良費充当企業債 727,000 千円

み な と 赤 十 字 病 院
建設改良費充当企業債 588,000 千円

- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 イ 起債の時期は令和7事業年度。ただし、その
 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起
 債することができる。
- (4) 利 率 年 7.0%以内
 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金につい
 て、利率の見直しを行った後においては、当該見
 直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年
 以内に償還する。ただし、本期間中、未償還
 額の範囲内において借り換えることができる。
 イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件
 による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医
業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費
の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場
合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 20,347,429 千円
(2) 交 際 費 639 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
1,149,562千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,731,200千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	備 品	血 管 造 影 撮 影 装 置	三 式